

開示項目一覧

銀行法施行規則第34条の26

三井住友
フィナンシャルグループ

銀行持株会社の概況及び組織に関する次に掲げる事項

1. 経営の組織(銀行持株会社の子会社等(法第52条の25に規定する子会社等(法第52条の29第1項前段に規定する説明書類の内容に重要な影響を与えない子会社等を除く)以下この項において同じ)の経営管理に係る体制を含む)	27~28
2. 資本金及び発行済株式の総数	113
3. 持株数の多い順に10以上の株主に関する次に掲げる事項	
①氏名(株主が法人その他の団体である場合には、その名称)	114
②各株主の持株数	114
③発行済株式の総数に占める各株主の持株数の割合	114
4. 取締役及び監査役の氏名及び役職名	28
5. 会計監査人の氏名又は名称	65

銀行持株会社及びその子会社等の概況に関する次に掲げる事項

6. 銀行持株会社及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成	資料編冒頭、 27~29、32~37
7. 銀行持株会社の子会社等に関する次に掲げる事項	
①名称	34~37
②主たる営業所又は事務所の所在地	34~37
③資本金又は出資金	34~37
④事業の内容	34~37
⑤設立年月日	34~37
⑥銀行持株会社が保有する子会社等の議決権の総株主又は総出資者の議決権に占める割合	34~37
⑦銀行持株会社の1の子会社等以外の子会社等が保有する当該1の子会社等の議決権の総株主又は総出資者の議決権に占める割合	34~37

銀行持株会社及びその子会社等の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの

8. 直近の事業年度における事業の概況	本編68~71
9. 直近の5連結会計年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項	
①経常収益	64
②経常利益又は経常損失	64
③親会社株主に帰属する当期純利益若しくは親会社株主に帰属する当期純損失	64
④包括利益	64
⑤純資産額	64
⑥総資産額	64
⑦連結自己資本比率	64

銀行持株会社及びその子会社等の直近の2連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

10. 連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書	65~67、69~70
11. 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	
①破綻先債権に該当する貸出金	111
②延滞債権に該当する貸出金	111
③3ヶ月以上延滞債権に該当する貸出金	111
④貸出条件緩和債権に該当する貸出金	111
12. 自己資本の充実の状況	126~157、160
13. 流動性に係る経営の健全性の状況	158~159
14. 銀行持株会社及びその子法人等が2以上の異なる種類の事業を営んでいる場合の事業の種類ごとの区分に従い、当該区分に属する経常収益の額、経常利益又は経常損失の額及び資産の額として算出したもの(各経常収益等の額の総額に占める割合が少ない場合を除く)	100
15. 銀行持株会社が連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書について金融商品取引法第193条の2の規定に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨	65
16. 連結自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合にはその旨	126
報酬等に関する事項	299~301

銀行の概況及び組織に関する次に掲げる事項

1. 経営の組織	32~33
2. 持株数の多い順に10以上の株主に関する次に掲げる事項	
①氏名(株主が法人その他の団体である場合には、その名称)	235
②各株主の持株数	235
③発行済株式の総数に占める各株主の持株数の割合	235
3. 取締役及び監査役の氏名及び役職名	30~31
4. 会計監査人の氏名又は名称	197
5. 営業所の名称及び所在地	38~61
6. 当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者に関する次に掲げる事項	
①当該銀行代理業者の商号、名称又は氏名	48~49
②当該銀行代理業者が当該銀行のために銀行代理業を営む営業所又は事務所の名称	48~49

銀行の主要な業務の内容(信託業務を営む場合においては、信託業務の内容を含む)

資料編冒頭

銀行の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの

7. 直近の事業年度における事業の概況	本編68~71
8. 直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項	
①経常収益	161
②経常利益又は経常損失	161
③当期純利益又は当期純損失	161
④資本金及び発行済株式の総数	161
⑤純資産額	161
⑥総資産額	161
⑦預金残高	161
⑧貸出金残高	161
⑨有価証券残高	161
⑩単体自己資本比率(法第14条の2第1号に規定する基準に係る算式により得られる比率)	161
⑪配当性向	161
⑫従業員数	161
9. 直近の2事業年度における業務粗利益及び業務粗利益率	220
10. 直近の2事業年度における国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの	
①資金運用収支	220
②役務取引等収支	220
③特定取引収支	220
④その他業務収支	220
11. 直近の2事業年度における国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの資金運用勘定並びに資金調達勘定の	
①平均残高	220~221
②利息	220~221
③利回り	220~221
④資金利ざや	234
12. 直近の2事業年度における国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの受取利息及び支払利息の増減	222
13. 直近の2事業年度における総資産経常利益率及び資本経常利益率	234
14. 直近の2事業年度における総資産当期純利益率及び資本当期純利益率	234
15. 直近の2事業年度における国内業務部門及び国際業務部門の区分ごとの流動性預金、定期性預金、譲渡性預金 その他の預金の平均残高	224
16. 直近の2事業年度における固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の区分ごとの定期預金の残存期間 別の残高	225
17. 直近の2事業年度における国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの手形貸付、証書貸付、当座貸越及び 割引手形の平均残高	226
18. 直近の2事業年度における固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残存期間別の残高	227
19. 直近の2事業年度における担保の種類別(有価証券、債権、商品、不動産、保証及び信用の区分)の貸出金残高 及び支払承諾見返額	226、237
20. 直近の2事業年度における使途別(設備資金及び運転資金の区分)の貸出金残高	226
21. 直近の2事業年度における業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合	227

22. 直近の2事業年度における中小企業等に対する貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合	228
23. 直近の2事業年度における特定海外債権残高の5パーセント以上を占める国別の残高	229
24. 直近の2事業年度における国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの預貸率の期末値及び期中平均値	234
25. 直近の2事業年度における有価証券の種類別(国債、地方債、短期社債、社債、株式、外国債券及び外国株式その他の証券の区分)の残存期間別の残高	233
26. 直近の2事業年度における国内業務部門及び国際業務部門の区分ごとの有価証券の種類別(国債、地方債、短期社債、社債、株式、外国債券及び外国株式その他の証券の区分)の平均残高	232
27. 直近の2事業年度における国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの預証率の期末値及び期中平均値	234
銀行の業務の運営に関する次に掲げる事項	
28. リスク管理の体制	本編54～57、7～20
29. 法令遵守の体制	本編58～59
30. 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況	本編38～39
31. 法第12条の3第1項第1号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の商号又は名称	21
銀行の直近の2事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項	
32. 貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書	197～203
33. 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	
①破綻先債権に該当する貸出金	229
②延滞債権に該当する貸出金	229
③3ヶ月以上延滞債権に該当する貸出金	229
④貸出条件緩和債権に該当する貸出金	229
34. 自己資本の充実の状況	271～294
35. 流動性に係る経営の健全性の状況	295～296
36. 有価証券に関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	208～209
37. 金銭の信託に関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	210
38. 第13条の3第1項第5号イからホまでに掲げる取引に関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	211～214
39. 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	228
40. 貸出金償却の額	229
41. 銀行が貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について金融商品取引法第193条の2の規定に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨	197
42. 単体自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合にはその旨	271
報酬等に関する事項	
	302～304
信託業務に関する事項	
43. 信託業務の内容	資料編冒頭
44. 直近の5事業年度における信託業務の状況を示す指標として次に掲げる事項	
①信託報酬	161
②信託勘定貸出金残高	161
③信託勘定有価証券残高	161
④信託財産額	161
45. 直近の2事業年度における信託業務の状況を示す指標として次に掲げる事項	
①信託財産残高表(注記事項を含む)	238
②金銭信託、年金信託、財産形成給付信託及び貸付信託(以下「金銭信託等」という)の受託残高	238
③元本補填契約のある信託(信託財産の運用のため再信託された信託を含む)の種類別の受託残高	238
④元本補填契約のある信託(信託財産の運用のため再信託された信託を含む)に係る貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3ヶ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に該当するものの額並びにその合計額	238
⑤信託期間別の金銭信託及び貸付信託の元本残高	239
⑥金銭信託等の種類別の貸出金及び有価証券の区分ごとの運用残高	239
⑦金銭信託等に係る貸出金の科目別(証書貸付、手形貸付及び割引手形の区分)の残高	239
⑧金銭信託等に係る貸出金の契約期間別の残高	240
⑨担保の種類別(有価証券、債権、商品、不動産、保証及び信用の区分)の金銭信託等に係る貸出金残高	240
⑩使途別(設備資金及び運転資金の区分)の金銭信託等に係る貸出金残高	240
⑪業種別の金銭信託等に係る貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合	240
⑫中小企業等に対する金銭信託等に係る貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合	241
⑬金銭信託等に係る有価証券の種類別(国債、地方債、短期社債、社債及び株式その他の証券の区分)の残高	241

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則第4条(単体・資産の査定の基準)	三井住友銀行
1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権	230~231
2. 危険債権	230~231
3. 要管理債権	230~231
4. 正常債権	230~231
銀行法施行規則第19条の3(連結)	三井住友銀行
銀行及びその子会社等の概況に関する次に掲げる事項	
1. 銀行及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成	資料編冒頭、29
2. 銀行の子会社等に関する次に掲げる事項	
①名称	34~37
②主たる営業所又は事務所の所在地	34~37
③資本金又は出資金	34~37
④事業の内容	34~37
⑤設立年月日	34~37
⑥銀行が保有する子会社等の議決権の総株主又は総出資者の議決権に占める割合	34~37
⑦銀行の1.の子会社等以外の子会社等が保有する当該1.の子会社等の議決権の総株主又は総出資者の議決権に占める割合	34~37
銀行及びその子会社等の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの	
3. 直近の事業年度における事業の概況	本編21~45、2
4. 直近の5連結会計年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項	
①経常収益	161
②経常利益又は経常損失	161
③親会社株主に帰属する当期純利益若しくは親会社株主に帰属する当期純損失	161
④包括利益	161
⑤純資産額	161
⑥総資産額	161
⑦連結自己資本比率	161
銀行及びその子会社等の直近の2連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項	
5. 連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書	162~164、166~167
6. 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	
①破綻先債権に該当する貸出金	229
②延滞債権に該当する貸出金	229
③3カ月以上延滞債権に該当する貸出金	229
④貸出条件緩和債権に該当する貸出金	229
7. 自己資本の充実の状況	243~268
8. 流動性に係る経営の健全性の状況	269~270
9. 銀行及びその子法人等が2以上の異なる種類の事業を営んでいる場合の事業の種類ごとの区分に従い、当該区分に属する経常収益の額、経常利益又は経常損失の額及び資産の額として算出したもの	196
10. 銀行が連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書について金融商品取引法第193条の2の規定に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨	162
11. 連結自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合にはその旨	243
報酬等に関する事項	302~304
信託業法施行規則第43条第3項	三井住友銀行
法第50条の2第1項の登録を受けた者の概況及び組織に関する次に掲げる事項	
1. 商号	2
2. 沿革及び経営の組織	本編14~15、2、32~33
3. 役員及び業務を執行する社員の氏名及び役職名	30~31
4. 信託法第3条第3号に掲げる方法によってする信託に係る事務を行う主たる営業所並びにその他の営業所の名称及び所在地	242
5. 営んでいる業務の種類	資料編冒頭

法第50条の2第1項の登録を受けた者の業務の状況に関する次に掲げる事項	
6. 直近の事業年度における信託法第3条第3号に掲げる方法によってする信託に係る事務の概要	242
7. 直近の5事業年度における信託法第3条第3号に掲げる方法によってする信託に係る事務の状況を示す指標として次に掲げる事項	
①信託報酬	242
②信託財産額	242
③信託財産の概要	242
8. 直近の2事業年度における信託財産の状況を示す指標として次に掲げる事項	
①信託財産残高表	242
②信託財産の種類ごとの件数、元本額	242
9. 信託財産の分別管理の状況	242
10. 信託法第3条第3号に掲げる方法によってする信託に係る事務以外の業務の状況	本編68~71
法第50条の2第1項の登録を受けた者の直近の3事業年度における財産の状況に関する事項として次に掲げる事項	
11. 貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又は社員資本等変動計算書	197~203
12. 11.に掲げる書類について公認会計士又は監査法人の監査を受けている場合にはその旨	197
法第50条の2第1項の登録を受けた者の内部管理の状況に関する事項	本編48~49
子会社等を有する場合にあっては、法第50条の2第1項の登録を受けた者及びその子会社等の直近の3事業年度における財産の状況に関する事項として次に掲げる事項	
13. 法第50条の2第1項の登録を受けた者及びその子会社等の連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書	162~164、166~167
14. 13.に掲げる書類について公認会計士又は監査法人の監査を受けている場合にはその旨	162
法第50条の2第1項の登録を受けた者を連結子会社とする者(当該者を連結子会社とする者を除く)がいる場合にあっては、当該者及び同項の登録を受けた者の直近の3事業年度における財産の状況に関する事項として次に掲げる事項	
15. 当該者及び法第50条の2第1項の登録を受けた者の連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書	65~67、69~70
16. 15.に掲げる書類について公認会計士又は監査法人の監査を受けている場合にはその旨	65
法第50条の2第1項の登録を受けた者が法第23条の2第1項第1号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の商号又は名称	
	21
平成26年金融庁告示第7号第7条2項	三井住友 フィナンシャルグループ
(資本の構成に関する開示事項)	
自己資本の構成に関する開示事項	126~129
平成26年金融庁告示第7号第7条3項	三井住友 フィナンシャルグループ
(定性的な開示事項)	
連結の範囲に関する次に掲げる事項	
1. 持株自己資本比率告示第3条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団(以下「持株会社グループ」という)に属する会社と会計連結範囲に含まれる会社との相違点及び当該相違点の生じた原因	126
2. 持株会社グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容	126
3. 持株自己資本比率告示第9条が適用される金融業務を営む関連法人等の数並びに当該金融業務を営む関連法人等の名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容	126
4. 持株会社グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないもの及び持株会社グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれるものとの名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容	126
5. 持株会社グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要	126
持株会社グループの自己資本の充実度に関する評価方法の概要	本編54~57
信用リスクに関する次に掲げる事項	
1. リスク管理の方針及び手続の概要	8~12、131、139
2. 標準的手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項	

①リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称(使用する適格格付機関等を変更した場合には、その理由を含む)	139
②エクスポートの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称	139
3. 内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項	
①使用する内部格付手法の種類	131
②内部格付制度の概要	9~12、131
③次に掲げるポートフォリオごとの格付けと手続の概要(vi)及び(vii)に掲げるポートフォリオについて、信用リスクに関するエクスポート全般に占めるこれらのポートフォリオの割合が少なく、かつ、これらのポートフォリオのリスク特性が類似しており、預金者等による持株会社グループのリテール業務のリスク特性の理解に支障が生じないと判断できる場合には、両者を区別して開示することを要しない	
(i) 事業法人向けエクスポート(特定貸付債権及び適格購入事業法人等向けエクスポートについて区別して開示することを要する)	131、133
(ii) ソブリン向けエクスポート	131
(iii) 金融機関等向けエクスポート	131
(iv) 株式等エクスポート(株式等エクスポートの信用リスク・アセットの額の算出にPD/LGD方式を適用する場合に限る)	137
(v) 居住用不動産向けエクスポート	135
(vi) 適格リボルビング型リテール向けエクスポート	136
(vii) その他リテール向けエクスポート	136
信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要	140
派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要	141
証券化エクスポートに関する次に掲げる事項	
1. リスク管理の方針及びリスク特性の概要	142~143
2. 持株自己資本比率告示第227条第4項第3号から第6号まで(持株自己資本比率告示第232条第2項及び第280条の4第1項において準用する場合を含む)に規定する体制の整備及びその運用状況の概要	142
3. 信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針	142
4. 証券化エクスポートの信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称	143
5. 証券化エクスポートのマーケット・リスク相当額の算出に使用する方式の名称	143
6. 持株会社グループが証券化目的導管体を用いて第三者の資産に係る証券化取引を行った場合には、当該証券化目的導管体の種類及び当該持株会社グループが当該証券化取引に係る証券化エクスポートを保有しているかどうかの別	143
7. 持株会社グループの子法人等(連結子法人等を除く)及び関連法人等のうち、当該持株会社グループが行った証券化取引(持株会社グループが証券化目的導管体を用いて行った証券化取引を含む)に係る証券化エクスポートを保有しているものの名称	143
8. 証券化取引に関する会計方針	143
9. 証券化エクスポートの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称(使用する適格格付機関を変更した場合には、その理由を含む)	143
10. 内部評価方式を用いている場合には、その概要	—
11. 定量的な情報に重要な変更が生じた場合には、その内容	—
マーケット・リスクに関する次に掲げる事項	
(持株自己資本比率告示第2条各号の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合に限る)	
1. リスク管理の方針及び手続の概要	13~15
2. マーケット・リスク相当額の算出に使用する方式の名称(複数の方式を使用する場合には、業務の別、拠点の別又は個別リスク若しくは一般市場リスクの別に開示することを要する)	151
3. 想定される保有期間及び保有期間が想定を超える蓋然性等を踏まえ、取引の特性に応じて適切に価格を評価するための方法	151
4. 内部モデル方式を使用する場合における使用するモデルの概要並びにバック・テスティング及びストレス・テストの説明	13~15
5. 追加的リスクを内部モデルで計測している場合には、当該内部モデルの概要	—
6. 包括的リスクを内部モデルで計測している場合には、当該内部モデルの概要	—
7. マーケット・リスクに対する自己資本の充実度を内部的に評価する際に用いている各種の前提及び評価の方法	本編54~57、13~15
オペレーションナル・リスクに関する次に掲げる事項	
1. リスク管理の方針及び手続の概要	16~19
2. オペレーションナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称(部分的に先進的計測手法を使用する場合は、各手法の適用範囲を含む)	152

3. 先進的計測手法を使用する場合における次に掲げる事項	152
①当該手法の概要	152
②保険によるリスク削減の有無(保険によるリスク削減を行った場合は、保険の利用方針と概要を含む)	152
銀行勘定における出資等又は株式等エクスポート・リージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要	147
銀行勘定における金利リスクに関する次に掲げる事項	
1. リスク管理の方針及び手続の概要	151
2. 持株会社グループが内部管理上使用した銀行勘定における金利リスク算定手法の概要	151
持株自己資本比率告示第3条の規定に従い連結財務諸表を作成したと仮定した場合における連結貸借対照表の各科目の額及びこれらの科目が自己資本の構成に関する開示項目のいずれに相当するかについての説明	153～156
平成26年金融庁告示第7号第7条4項	
三井住友 フィナンシャルグループ	
(定量的な開示事項)	
その他金融機関等(持株自己資本比率告示第8条第8項第1号に規定するその他金融機関等をいう)であって銀行持株会社の子法人等であるもののうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額	126
自己資本の充実度に関する次に掲げる事項	
1. 信用リスクに対する所要自己資本の額(2.及び3.の額を除く)及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの額	130
①標準的手法が適用されるポートフォリオ及び複数のポートフォリオに適用される場合における適切なポートフォリオの区分ごとの内訳	130
②内部格付手法が適用されるポートフォリオ及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの内訳((v)及び(vi)に掲げるポートフォリオについて、信用リスクに関するエクスポート・リージャー全体に占めるこれらのポートフォリオの割合が少なく、かつ、これらのポートフォリオのリスク特性が類似しており、預金者等による持株会社グループのリテール業務のリスク特性の理解に支障が生じないと判断できる場合には、両者を区別して開示することを要しない)	130
(i) 事業法人向けエクスポート・リージャー	130
(ii) ソブリン向けエクスポート・リージャー	130
(iii) 金融機関等向けエクスポート・リージャー	130
(iv) 居住用不動産向けエクスポート・リージャー	130
(v) 適格リボルビング型リテール向けエクスポート・リージャー	130
(vi) その他リテール向けエクスポート・リージャー	130
③証券化エクスポート・リージャー	130
2. 内部格付手法が適用される株式等エクスポート・リージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち次に掲げる区分ごとの額	130
①マーケット・ベース方式が適用される株式等エクスポート・リージャー及びこのうち次に掲げる区分ごとの内訳	130
(i) 簡易手法が適用される株式等エクスポート・リージャー	130
(ii) 内部モデル手法が適用される株式等エクスポート・リージャー	130
②PD/LGD方式が適用される株式等エクスポート・リージャー	130
3. 信用リスク・アセットのみなし計算(持株自己資本比率告示第145条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう)が適用されるエクスポート・リージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額	130
4. マーケット・リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち持株会社グループが使用する次に掲げる方式ごとの額	130
①標準的方式(金利リスク、株式リスク、外国為替リスク、コモディティ・リスク及びオプション取引のカテゴリごとに開示することを要する)	130
②内部モデル方式	130
5. オペレーションナル・リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち持株会社グループが使用する次に掲げる手法ごとの額	130
①基礎的手法	130
②粗利益配分手法	—
③先進的計測手法	130
6. 連結総所要自己資本額(持株自己資本比率告示第2条各号の算式の分母の額に8パーセントを乗じた額をいう)	129

信用リスク(信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポート・リージャー及び証券化エクスポート・リージャーを除く)に関する次に掲げる事項

1. 信用リスクに関するエクスポート・リージャーの期末残高(期末残高がその期のリスク・ポジションから大幅に乖離している場合には、期中平均残高の開示も要する)及びエクスポート・リージャーの主な種類別の内訳	148～149
---	---------

2. 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高のうち、次に掲げる区分ごとの額及びそれらのエクスポージャーの主な種類別の内訳	148~149
①地域別	148
②業種別又は取引相手の別	148
③残存期間別	149
3. 三月以上延滞エクspoージャーの期末残高又はデフォルトしたエクspoージャーの期末残高及びこれらの次に掲げる区分ごとの内訳	149
①地域別	149
②業種別又は取引相手の別	149
4. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の期末残高及び期中の増減額(一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金については、次に掲げる区分ごとの期末残高及び期中の増減額を含む。ただし、一般貸倒引当金について次に掲げる区分ごとの算定を行っていない場合には、区分ごとの開示を要しない)	150
①地域別	150
②業種別又は取引相手の別	150
5. 業種別又は取引相手の別の貸出金償却の額	150
6. 標準的手法が適用されるエクspoージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高(格付が付与されている信用供与の割合が信用供与の額全体の1パーセント未満である場合には、区分を要しない)並びに持株自己資本比率告示第57条の5第2項第2号、第155条の2第2項第2号及び第225条第1項(持株自己資本比率告示第103条、第105条及び第114条第1項において準用する場合に限る)の規定により1250/パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクspoージャーの額	140
7. 内部格付手法が適用されるエクspoージャーのうち、スロッティング・クライテリアに割り当てられた特定貸付債権及びマーケット・ベース方式の簡易手法が適用される株式等エクspoージャーについて、持株自己資本比率告示第131条第3項及び第5項並びに第144条第4項に定めるリスク・ウェイトが適用される場合におけるリスク・ウェイトの区分ごとの残高	133、137
8. 内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げるエクspoージャーの区分に応じ、それぞれ次に定める事項(信用リスク削減手法を用いた場合は、これを反映するものとする)	
①事業法人向けエクspoージャー、ソブリン向けエクspoージャー及び金融機関等向けエクspoージャー債務者格付ごとのPDの推計値、LGDの推計値(先進的内部格付手法を適用する場合は、デフォルトしたエクspoージャーに係るELdefaultを含む)の加重平均値、リスク・ウェイトの加重平均値、オン・バランス資産項目のEADの推計値及びオフ・バランス資産項目のEADの推計値(先進的内部格付手法を適用する場合は、コミットメントの未引出額及び当該未引出額に乘ずる掛目の推計値の加重平均値を含む)	131~132
②PD/LGD方式を適用する株式等エクspoージャー 債務者格付ごとのPDの推計値、リスク・ウェイトの加重平均値及び残高	137~138
③居住用不動産向けエクspoージャー、適格リボルビング型リテール向けエクspoージャー及びその他リテール向けエクspoージャー 次のいずれかの事項	
(i) プール単位でのPDの推計値、LGDの推計値(デフォルトしたエクspoージャーに係るELdefaultを含む)の加重平均値、リスク・ウェイトの加重平均値、オン・バランス資産項目のEADの推計値、オフ・バランス資産項目のEADの推計値、コミットメントの未引出額及び当該未引出額に乘ずる掛目の推計値の加重平均値	135~137
(ii) 適切な数のEL区分を設けた上でのプール単位でのエクspoージャーの分析	—
9. 内部格付手法を適用する事業法人向けエクspoージャー、ソブリン向けエクspoージャー、金融機関等向けエクspoージャー、PD/LGD方式を適用する株式等エクspoージャー、居住用不動産向けエクspoージャー、適格リボルビング型リテール向けエクspoージャー及びその他リテール向けエクspoージャーごとの直前期における損失の実績値及び当該実績値と過去の実績値との対比並びに要因分析	138
10. 内部格付手法を適用する事業法人向けエクspoージャー、ソブリン向けエクspoージャー、金融機関等向けエクspoージャー、PD/LGD方式を適用する株式等エクspoージャー、居住用不動産向けエクspoージャー、適格リボルビング型リテール向けエクspoージャー及びその他リテール向けエクspoージャーごとの長期にわたる損失額の推計値と実績値との対比	139

信用リスク削減手法に関する次に掲げる事項

1. 標準的手法又は基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる信用リスク削減手法が適用されたエクspoージャー(信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る)の額(包括的手法を採用し、かつ、ボラティリティ調整率によるエクspoージャーの額の上方調整を行っている場合は、当該上方調整額に相当する額を減額した額)(基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人向けエクspoージャー、ソブリン向けエクspoージャー及び金融機関等向けエクspoージャーごとに開示することを要する)	141
①適格金融資産担保	141
②適格資産担保(基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオに係るものに限る)	141
2. 標準的手法又は内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、保証又はクレジット・デリバティブが適用されたエクspoージャー(信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る)の額(内部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人向けエクspoージャー、ソブリン向けエクspoージャー、金融機関等向けエクspoージャー、居住用不動産向けエクspoージャー、適格リボルビング型リテール向けエクspoージャー及びその他リテール向けエクspoージャーごとに開示することを要する)	141

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する次に掲げる事項

1. 与信相当額の算出に用いる方式	142
2. グロス再構築コストの額(零を下回らないものに限る)の合計額	142
3. 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額(派生商品取引にあっては、取引の区分ごとの与信相当額を含む)	142
4. 2.に掲げる合計額及びグロスのアドオンの合計額から3.に掲げる額を差し引いた額(カレント・エクスポートージャー方式を用いる場合に限る)	142
5. 担保の種類別の額	142
6. 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額	142
7. 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額をクレジット・デリバティブの種類別、かつ、プロテクションの購入又は提供の別に区分した額	142
8. 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額	142

証券化エクスポートージャーに関する次に掲げる事項

1. 持株会社グループがオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポートージャーに関する次に掲げる事項	
①原資産の合計額、資産譲渡型証券化取引に係る原資産及び合成型証券化取引に係る原資産の額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳(ただし、持株会社グループが証券化エクスポートージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る)	144～146
②原資産を構成するエクスポートージャーのうち、三月以上延滞エクスポートージャーの額又はデフォルトしたエクスポートージャーの額及び当期の損失額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳(ただし、持株会社グループが証券化エクスポートージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る)	144～146
③証券化取引を目的として保有している資産の額及びこれらの主な資産の種類別の内訳	144～146
④当期に証券化取引を行ったエクスポートージャーの概略(当期に証券化取引を行ったエクスポートージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳を含む)	144
⑤証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳	144～146
⑥保有する証券化エクスポートージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳(再証券化エクスポートージャーについて区別して記載することを要する)	144～146
⑦保有する証券化エクスポートージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額(再証券化エクスポートージャーについて区別して記載することを要する)	144～146
⑧証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び主な原資産の種類別の内訳	144～146
⑨持株自己資本比率告示第225条第1項の規定により1250パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポートージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳	144～146
⑩早期償還条項付の証券化エクスポートージャーについて、次に掲げる事項(主な原資産の種類別の内訳を含む)	144～146
(i) 早期償還条項付の証券化エクスポートージャーを対象とする実行済みの信用供与の額	144～146
(ii) 持株会社グループがオリジネーターとして留保する早期償還条項付の証券化エクスポートージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額	144～146
(iii) 持株会社グループが投資家の持分に対して算出する早期償還条項付の証券化エクスポートージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額	144～146
⑪保有する再証券化エクスポートージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳	144～146
2. 持株会社グループが投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポートージャーに関する次に掲げる事項	
①保有する証券化エクスポートージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳(再証券化エクスポートージャーについて区別して記載することを要する)	146
②保有する証券化エクスポートージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額(再証券化エクスポートージャーについて区別して記載することを要する)	146
③持株自己資本比率告示第225条第1項の規定により1250パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポートージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳	146
④保有する再証券化エクスポートージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳	146
3. 持株会社グループがオリジネーターである場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポートージャーに関する次に掲げる事項	
①原資産の合計額、資産譲渡型証券化取引に係る原資産及び合成型証券化取引に係る原資産の額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳(ただし、持株会社グループが証券化エクスポートージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る)	147

②証券化取引を目的として保有している資産の額及びこれらの主な資産の種類別の内訳	147
③当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの概略(当期に証券化取引を行ったエクspoージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳を含む)	147
④証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳	147
⑤保有する証券化エクspoージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳(再証券化エクspoージャーについて区別して記載することを要する)	147
⑥保有する証券化エクspoージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額(再証券化エクspoージャーについて区別して記載することを要する)	147
⑦包括的リスクの計測対象としている証券化エクspoージャーの総額並びに所要自己資本の額及び適切なリスクの種類別の所要自己資本の額の内訳	147
⑧証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び主な原資産の種類別の内訳	147
⑨持株自己資本比率告示第280条の5第2項において読み替えて準用する持株自己資本比率告示第225条(第1項第2号を除く)の規定により100パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクspoージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳	147
⑩早期償還条項付の証券化エクspoージャーについて、次に掲げる事項(主な原資産の種類別の内訳を含む)	147
(i) 早期償還条項付の証券化エクspoージャーを対象とする実行済みの信用供与の額	147
(ii) 持株会社グループがオリジネーターとして留保する早期償還条項付の証券化エクspoージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額	147
(iii) 持株会社グループが投資家の持分に対して算出する早期償還条項付の証券化エクspoージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額	147
4. 持株会社グループが投資家である場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクspoージャーに関する次に掲げる事項	
①保有する証券化エクspoージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳(再証券化エクspoージャーについて区別して記載することを要する)	147
②保有する証券化エクspoージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額(再証券化エクspoージャーについて区別して記載することを要する)	147
③保有する包括的リスクの計測対象となる証券化エクspoージャーの総額並びに所要自己資本の額及び適切なリスクの種類別の所要自己資本の額の内訳	147
④持株自己資本比率告示第280条の5第2項において読み替えて準用する持株自己資本比率告示第225条(第1項第2号を除く)の規定により100パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクspoージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳	147
マーケット・リスクに関する次に掲げる事項(内部モデル方式を使用する場合に限る)	
1. 期末のバリュー・アット・リスクの値並びに開示期間におけるバリュー・アット・リスクの最高、平均及び最低の値	151
2. 期末のストレス・バリュー・アット・リスクの値並びに開示期間におけるストレス・バリュー・アット・リスクの最高、平均及び最低の値	151
3. 期末の追加的リスク及び包括的リスクに係る所要自己資本の額並びに開示期間における追加的リスク及び包括的リスクに係る所要自己資本の最高、平均及び最低の額	—
4. パック・テスティングの結果及び損益の実績値がバリュー・アット・リスクの値から大幅に下方乖離した場合についての説明	15
銀行勘定における出資等又は株式等エクspoージャーに関する次に掲げる事項	
1. 連結貸借対照表計上額、時価及び次に掲げる事項に係る連結貸借対照表計上額	147
①上場株式等エクspoージャー	147
②上場株式等エクspoージャーに該当しない出資等又は株式等エクspoージャー	147
2. 出資等又は株式等エクspoージャーの売却及び償却に伴う損益の額	147
3. 連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書で認識されない評価損益の額	147
4. 連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額	147
5. 株式等エクspoージャーのポートフォリオの区分ごとの額	137
信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクspoージャーの額	
銀行勘定における金利リスクに関して持株会社グループが内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額	14~15、151

(持株レバレッジ比率に関する開示事項)

持株レバレッジ比率に関する開示事項

- | | |
|--|-----|
| 1. 持株レバレッジ比率の構成に関する事項 | 157 |
| 2. 前連結会計年度の持株レバレッジ比率との間に著しい差異を生じた原因(当該差異がある場合に限る。) | — |

平成26年金融庁告示第7号第7条5項

三井住友
フィナンシャルグループ

(グローバルなシステム上重要な銀行の選定指標に関する定量的な開示事項)

資産及び取引に関する次に掲げる事項の残高の合計額

- | | |
|--|-----|
| 1. オン・バランス資産の額(連結貸借対照表の総資産の額から支払承諾見返勘定の額並びに2及び3に掲げる事項の額を控除した額をいう。) | 160 |
| 2. デリバティブ取引等(持株自己資本比率告示第57条第1項の先渡、スワップ、オプションその他の派生商品取引及び長期決済期間取引をいう。)に関する額(デリバティブ取引等について算出したエクスポージャーの額(デリバティブ取引等について算出した再構築コストの額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)及びデリバティブ取引等についてカレント・エクスポージャー方式で計算したアドオンの額並びにプロテクションを提供するフレジット・デリバティブに係る想定元本の額の合計額をいう。)及びデリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた証拠金の対価の額の合計額をいう。) | 160 |
| 3. レポ取引等に関する額(レポ形式の取引における現金の受取債権の額及びレポ形式の取引の単位ごとに算出した取引の相手方に対するエクスポージャーの額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)の合計額をいう。) | 160 |
| 4. オフ・バランス取引(デリバティブ取引等及びレポ形式の取引を除く。)に関する額(取引の相手方に対する信用リスクに係るエクスポージャーの額、対象資産に係るエクスポージャーの額及び証券化エクスポージャーの額の合計額をいう。) | 160 |

金融機関等(金融商品取引法第2条第9項に規定する金融商品取引業者、保険会社、中央清算機関、年金基金その他これらに類する事業を営む者を含む)向け与信に関する次に掲げる事項の残高の合計額

- | | |
|---|-----|
| 1. 金融機関等向け預金及び貸出金の額(コミットメントの未引出額を含む) | 160 |
| 2. 金融機関等が発行した有価証券(担保付社債、一般無担保社債、劣後債、短期社債、譲渡性預金及び株式をいう)の保有額 | 160 |
| 3. 金融機関等とのレポ形式の取引のカレント・エクスポージャーの額(法的に有効な相対ネッティング契約の効果を勘案できるものとし、零を下回らないものに限る) | 160 |
| 4. 金融商品取引法第2条第14項に規定する金融商品市場及び同条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場によらないで行う金融機関等との派生商品取引及び長期決済期間取引に係る公正価値評価額及びカレント・エクスポージャー方式で計算したアドオンの額(法的に有効な相対ネッティング契約の効果を勘案できるものとし、零を下回らないものに限る) | 160 |

金融機関等に対する債務に関する次に掲げる事項の残高の合計額

- | | |
|---|-----|
| 1. 金融機関等からの預金の額及びコミットメントの未引出額 | 160 |
| 2. 金融機関等とのレポ形式の取引のカレント・エクspoージャーの額(法的に有効な相対ネッティング契約の効果を勘案できるものとし、零を上回らないものに限る。) | 160 |
| 3. 金融商品市場等によらないで行う金融機関等との派生商品取引及び長期決済期間取引に係る公正価値評価額及びカレント・エクspoージャー方式で計算したアドオンの額(法的に有効な相対ネッティング契約の効果を勘案できるものとし、零を上回らないものに限る。) | 160 |

発行済有価証券の残高

160

直近に終了した連結会計年度における日本銀行金融ネットワークシステム、全国銀行資金決済ネットワークその他これらに類する決済システムを通じた決済の年間の合計額

160

信託財産及びこれに類する資産の残高

160

直近に終了した連結会計年度における債券及び株式に係る引受け(金融商品取引法第2条第8項第6号に規定する有価証券の引受けをいう)の年間の合計額

160

金融商品市場等によらないで行う金融機関等との派生商品取引及び長期決済期間取引に係る想定元本の額の残高

160

次に掲げる有価証券(流動性が高いと認められるものを除く)の残高の合計額

- | | |
|-------------|-----|
| 1. 売買目的有価証券 | 160 |
| 2. その他有価証券 | 160 |

観察可能な市場データではない情報に基づき公正価値評価された資産の残高

160

対外与信の残高

160

対外債務の残高

160

平成26年金融庁告示第7号第2条2項

三井住友銀行

(資本の構成に関する開示事項)

自己資本の構成に関する開示事項

271~273

平成26年金融庁告示第7号第2条3項

三井住友銀行

(定性的な開示事項)

銀行の自己資本の充実度に関する評価方法の概要

本編54~57

信用リスクに関する次に掲げる事項

1. リスク管理の方針及び手続の概要	8~12、275、280
2. 標準的手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項	
①リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等(適格格付機関、経済協力開発機構及び輸出信用機関をいう)の名称(使用する適格格付機関等を変更した場合には、その理由を含む)	280
②エクスポートジャーナーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称	280
3. 内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項	
①使用する内部格付手法の種類	275
②内部格付制度の概要	9~12、275
③次に掲げるポートフォリオごとの格付け与手続の概要((vi)及び(vii))に掲げるポートフォリオについて、信用リスクに関するエクスポートジャーナー全体に占めるこれらのポートフォリオの割合が少なく、かつ、これらのポートフォリオのリスク特性が類似しており、預金者等による銀行のリテール業務のリスク特性の理解に支障が生じないと判断できる場合には、両者を区別して開示することを要しない	
(i) 事業法人向けエクスポートジャーナー(特定貸付債権及び適格購入事業法人等向けエクスポートジャーナーについて区別して開示することを要する)	275
(ii) ソブリン向けエクスポートジャーナー	275
(iii) 金融機関等向けエクスポートジャーナー	275
(iv) 株式等エクスポートジャーナー(株式等エクスポートジャーナーの信用リスク・アセットの額の算出にPD/LGD方式を適用する場合に限る)	279~280
(v) 居住用不動産向けエクスポートジャーナー	278
(vi) 適格リボルビング型リテール向けエクスポートジャーナー	278
(vii) その他リテール向けエクスポートジャーナー	279

信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

280

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

281

証券化エクスポートジャーナーに関する次に掲げる事項

1. リスク管理の方針及びリスク特性の概要	282
2. 自己資本比率告示第249条第4項第3号から第6号まで(自己資本比率告示第254条第2項及び第302条の4第1項において準用する場合を含む)に規定する体制の整備及びその運用状況の概要	282
3. 信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針	282
4. 証券化エクスポートジャーナーの信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称	282
5. 証券化エクスポートジャーナーのマーケット・リスク相当額の算出に使用する方式の名称	282
6. 銀行が証券化目的導管体を用いて第三者の資産に係る証券化取引を行った場合には、当該証券化目的導管体の種類及び当該銀行が当該証券化取引に係る証券化エクスポートジャーナーを保有しているかどうかの別	282
7. 銀行の子法人等(連結子法人等を除く)及び関連法人等のうち、当該銀行が行った証券化取引(銀行が証券化目的導管体を用いて行った証券化取引を含む)に係る証券化エクスポートジャーナーを保有しているものの名称	282
8. 証券化取引に関する会計方針	282
9. 証券化エクスポートジャーナーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称(使用する適格格付機関を変更した場合には、その理由を含む)	282
10. 内部評価方式を用いている場合には、その概要	—
11. 定量的な情報に重要な変更が生じた場合には、その内容	—

マーケット・リスクに関する次に掲げる事項(自己資本比率告示第14条各号の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合に限る)

1. リスク管理の方針及び手続の概要	13~15
2. マーケット・リスク相当額の算出に使用する方式の名称(複数の方式を使用する場合には、業務の別、拠点の別又は個別リスク若しくは一般市場リスクの別に開示することを要する)	290

3. 想定される保有期間及び保有期間が想定を超える蓋然性等を踏まえ、取引の特性に応じて適切に価格を評価するための方法	290
4. 内部モデル方式を使用する場合における使用するモデルの概要並びにバック・テスティング及びストレス・テストの説明	13~15
5. 追加的リスクを内部モデルで計測している場合には、当該内部モデルの概要	—
6. 包括的リスクを内部モデルで計測している場合には、当該内部モデルの概要	—
7. マーケット・リスクに対する自己資本の充実度を内部的に評価する際に用いている各種の前提及び評価の方法	本編54~57
オペレーションル・リスクに関する次に掲げる事項	
1. リスク管理の方針及び手続の概要	16~19
2. オペレーションル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称(部分的に先進的計測手法を使用する場合は、各手法の適用範囲を含む)	290
3. 先進的計測手法を使用する場合における次に掲げる事項	
①当該手法の概要	290
②保険によるリスク削減の有無(保険によるリスク削減を行った場合は、保険の利用方針と概要を含む)	290
銀行勘定における銀行法施行令(昭和57年政令第40号)第4条第6項第3号に規定する出資その他これに類するエクスポートジャヤー(以下「出資等」という)又は株式等エクスポートジャヤーに関するリスク管理の方針及び手続の概要	286
銀行勘定における金利リスクに関する次に掲げる事項	
1. リスク管理の方針及び手続の概要	290
2. 銀行が内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要	290
貸借対照表の科目が自己資本の構成に関する開示項目のいずれに相当するかについての説明	291~294
平成26年金融庁告示第7号第2条4項	
三井住友銀行	
(定量的な開示事項)	
自己資本の充実度に関する次に掲げる事項	
1. 信用リスクに対する所要自己資本の額(2.及び3.の額を除く)及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの額	274
①標準的手法が適用されるポートフォリオ及び標準的手法が複数のポートフォリオに適用される場合における適切なポートフォリオの区分ごとの内訳	274
②内部格付手法が適用されるポートフォリオ及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの内訳((v)及び(vi)に掲げるポートフォリオについて、信用リスクに関するエクスポートジャヤー全体に占めるこれらのポートフォリオの割合が少なく、かつ、これらのポートフォリオのリスク特性が類似しており、預金者等による銀行のリテール業務のリスク特性の理解に支障が生じないと判断できる場合には、両者を区別して開示することを要しない)	274
(i) 事業法人向けエクスポートジャヤー	274
(ii) ソブリン向けエクスポートジャヤー	274
(iii) 金融機関等向けエクスポートジャヤー	274
(iv) 居住用不動産向けエクスポートジャヤー	274
(v) 適格リボルビング型リテール向けエクスポートジャヤー	274
(vi) その他リテール向けエクスポートジャヤー	274
③証券化エクスポートジャヤー	274
2. 内部格付手法が適用される株式等エクスポートジャヤーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち次に掲げる区分ごとの額	274
①マーケット・ベース方式が適用される株式等エクスポートジャヤー及びこのうち次に掲げる区分ごとの内訳	274
(i) 簡易手法が適用される株式等エクスポートジャヤー	274
(ii) 内部モデル手法が適用される株式等エクスポートジャヤー	274
②PD/LGD方式が適用される株式等エクスポートジャヤー	274
3. 信用リスク・アセットのみなし計算(自己資本比率告示第167条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう)が適用されるエクスポートジャヤーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額	274
4. マーケット・リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち銀行が使用する次に掲げる方式ごとの額	274
①標準的方式(金利リスク、株式リスク、外国為替リスク、コモディティ・リスク及びオプション取引のカタゴリーごとに開示することを要する)	274
②内部モデル方式	274
5. オペレーションル・リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち銀行が使用する次に掲げる手法ごとの額	274
①基礎的手法	274
②粗利益配分手法	—
③先進的計測手法	274

6. 単体総所要自己資本額(自己資本比率告示14条各号の算式の分母の額に8パーセントを乗じた額をいう)

273

信用リスク(信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)に関する次に掲げる事項

1. 信用リスクに関するエクspoージャーの期末残高(期末残高がその期のリスク・ポジションから大幅に乖離している場合には、期中平均残高の開示も要する)及びエクspoージャーの主な種類別の内訳	287~288
2. 信用リスクに関するエクspoージャーの期末残高のうち、次に掲げる区分ごとの額及びそれらのエクspoージャーの主な種類別の内訳	287~288
①地域別	287
②業種別又は取引相手の別	287
③残存期間別	288
3. 三ヶ月以上延滞エクspoージャーの期末残高又はデフォルトしたエクspoージャーの期末残高及びこれらの次に掲げる区分ごとの内訳	288
①地域別	288
②業種別又は取引相手の別	288
4. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の期末残高及び期中の増減額(一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金については、次に掲げる区分ごとの期末残高及び期中の増減額を含む。ただし、一般貸倒引当金について次に掲げる区分ごとの算定を行っていない場合には、区分ごとの開示を要しない)	289
①地域別	289
②業種別又は取引相手の別	289
5. 業種別又は取引相手の別の貸出金償却の額	289
6. 標準的手法が適用されるエクspoージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高(格付が付与されている信用供与の割合が信用供与の額全体の1パーセント未満である場合には、区分を要しない)並びに自己資本比率告示第79条の5第2項第2号、第177条の2第2項第2号及び第247条第1項(自己資本比率告示第125条、第127条及び第136条第1項において準用する場合に限る)の規定により1250パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクspoージャーの額	280
7. 内部格付手法が適用されるエクspoージャーのうち、スロッティング・クライテリアに割り当てられた特定貸付債権及びマーケット・ベース方式の簡易手法が適用される株式等エクspoージャーについて、自己資本比率告示第153条第3項及び第5項並びに第166条第4項に定めるリスク・ウェイトが適用される場合におけるリスク・ウェイトの区分ごとの残高	276、279
8. 内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げるエクspoージャーの区分に応じ、それぞれ次に定める事項(信用リスク削減手法を用いた場合は、これを反映するものとする)	
①事業法人向けエクspoージャー、ソブリン向けエクspoージャー及び金融機関等向けエクspoージャー 債務者格付ごとのPDの推計値、LGDの推計値(先進的内部格付手法を適用する場合は、デフォルトしたエクspoージャーに係るELdefaultを含む)の加重平均値、リスク・ウェイトの加重平均値、オン・バランス資産項目のEADの推計値及びオフ・バランス資産項目のEADの推計値(先進的内部格付手法を適用する場合は、コミットメントの未引出額及び当該未引出額に乘ずる掛目の推計値の加重平均値を含む)	275~277
②PD/LGD方式を適用する株式等エクspoージャー債務者格付ごとのPDの推計値、リスク・ウェイトの加重平均値及び残高	279~280
③居住用不動産向けエクspoージャー、適格リボルビング型リテール向けエクspoージャー及びその他リテール向けエクspoージャー 次のいずれかの事項	
(i) プール単位でのPDの推計値、LGDの推計値(デフォルトしたエクspoージャーに係るELdefaultを含む)の加重平均値、リスク・ウェイトの加重平均値、オン・バランス資産項目のEADの推計値、オフ・バランス資産項目のEADの推計値、コミットメントの未引出額及び当該未引出額に乘ずる掛目の推計値の加重平均値	278~279
(ii) 適切な数のEL区分を設けた上でのプール単位でのエクspoージャーの分析	—
9. 内部格付手法を適用する事業法人向けエクspoージャー、ソブリン向けエクspoージャー、金融機関等向けエクspoージャー、PD/LGD方式を適用する株式等エクspoージャー、居住用不動産向けエクspoージャー、適格リボルビング型リテール向けエクspoージャー及びその他リテール向けエクspoージャーごとの直前期における損失の実績値及び当該実績値と過去の実績値との対比並びに要因分析	280
10. 内部格付手法を適用する事業法人向けエクspoージャー、ソブリン向けエクspoージャー、金融機関等向けエクspoージャー、PD/LGD方式を適用する株式等エクspoージャー、居住用不動産向けエクspoージャー、適格リボルビング型リテール向けエクspoージャー及びその他リテール向けエクspoージャーごとの長期にわたる損失額の推計値と実績値との対比	280

信用リスク削減手法に関する次に掲げる事項

- 標準的手法又は基礎的内部格付手法(内部格付手法のうち、事業法人等向けエクspoージャーについてLGD及びEADの自行推計値を用いない手法をいう)が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる信用リスク削減手法が適用されたエクspoージャー(信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る)の額(包括的手法を採用し、かつ、ボラティリティ調整率によるエクspoージャーの額の上方調整を行っている場合は、当該上方調整額に相当する額を減額した額)(基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人向けエクspoージャー、ソブリン向けエクspoージャー及び金融機関等向けエクspoージャーごとに開示することを要する)
 - ①適格金融資産担保
 - ②適格資産担保(基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオに係るものに限る)

280
280

2. 標準的手法又は内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、保証又はクレジット・デリバティブが適用されたエクスポート（信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る）の額（内部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人向けエクスポート、ソブリン向けエクスポート、金融機関等向けエクスポート、居住用不動産向けエクスポート、適格リボルビング型リテール向けエクスポート及びその他リテール向けエクスポートごとに開示することを要する）	280
派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する次に掲げる事項	
1. 与信相当額の算出に用いる方式	281
2. グロス再構築コストの額（零を下回らないものに限る）の合計額	281
3. 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額（派生商品取引にあっては、取引の区分ごとの与信相当額を含む）	281
4. 2.に掲げる合計額及びグロスのアドオンの合計額から3.に掲げる額を差し引いた額（カレント・エクスポート方式を用いる場合に限る）	281
5. 担保の種類別の額	281
6. 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額	281
7. 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額をクレジット・デリバティブの種類別、かつ、プロテクションの購入又は提供の別に区分した額	281
8. 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額	281
証券化エクスポートに関する次に掲げる事項	
1. 銀行がオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポートに関する次に掲げる事項	
①原資産の合計額、資産譲渡型証券化取引に係る原資産及び合成型証券化取引に係る原資産の額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳（ただし、銀行が証券化エクスポートを保有しない証券化取引の原資産について、当期の証券化取引に係るものに限る）	282～284
②原資産を構成するエクスポートのうち、三月以上延滞エクスポートの額又はデフォルトしたエクスポートの額及び当期の損失額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳（ただし、銀行が証券化エクスポートを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る）	282～284
③証券化取引を目的として保有している資産の額及びこれらの主な資産の種類別の内訳	282～284
④当期に証券化取引を行ったエクスポートの概略（当期に証券化取引を行ったエクスポートの額及び主な原資産の種類別の内訳を含む）	282
⑤証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳	282～284
⑥保有する証券化エクスポートの額及び主な原資産の種類別の内訳（再証券化エクスポートについて区別して記載することを要する）	282～284
⑦保有する証券化エクスポートの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化エクスポートについて区別して記載することを要する）	282～284
⑧証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び主な原資産の種類別の内訳	282～284
⑨自己資本比率告示第247条第1項の規定により1250パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポートの額及び主な原資産の種類別の内訳	282～284
⑩早期償還条項付の証券化エクスポートについて、次に掲げる事項（主な原資産の種類別の内訳を含む）	
(i) 早期償還条項付の証券化エクスポートを対象とする実行済みの信用供与の額	282～284
(ii) 銀行がオリジネーターとして留保する早期償還条項付の証券化エクスポートを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額	282～284
(iii) 銀行が投資家の持分に対して算出する早期償還条項付の証券化エクスポートを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額	282～284
⑪保有する再証券化エクスポートに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳	283～284
2. 銀行が投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポートに関する次に掲げる事項	
①保有する証券化エクスポートの額及び主な原資産の種類別の内訳（再証券化エクスポートについて区別して記載することを要する）	284～285
②保有する証券化エクスポートの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化エクスポートについて区別して記載することを要する）	284～285
③自己資本比率告示第247条第1項の規定により1250パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポートの額及び主な原資産の種類別の内訳	284～285
④保有する再証券化エクスポートに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳	284～285

3. 銀行がオリジネーターである場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポートジャーマーに関する次に掲げる事項	
①原資産の合計額、資産譲渡型証券化取引に係る原資産及び合成型証券化取引に係る原資産の額並びにこれら の主な原資産の種類別の内訳(ただし、銀行が証券化エクスポートジャーマーを保有しない証券化取引の原資産に ついては、当期の証券化取引に係るものに限る)	285
②証券化取引を目的として保有している資産の額及びこれらの主な資産の種類別の内訳	285
③当期に証券化取引を行ったエクスポートジャーマーの概略(当期に証券化取引を行ったエクスポートジャーマーの額及び 主な原資産の種類別の内訳を含む)	285
④証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳	285
⑤保有する証券化エクスポートジャーマーの額及び主な原資産の種類別の内訳(再証券化エクスポートジャーマーについて 区別して記載することを要する)	285
⑥保有する証券化エクスポートジャーマーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額 (再証券化エクスポートジャーマーについて区別して記載することを要する)	285
⑦包括的リスクの計測対象としている証券化エクスポートジャーマーの総額並びに所要自己資本の額及び適切なリス クの種類別の所要自己資本の額の内訳	285
⑧証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び主な原資産の種類別の内訳	285
⑨自己資本比率告示第302条の5第2項において読み替えて準用する自己資本比率告示第247条(第1項第2号を 除く)の規定により100パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポートジャーマーの額及び主な 原資産の種類別の内訳	285
⑩早期償還条項付の証券化エクスポートジャーマーについて、次に掲げる事項(主な原資産の種類別の内訳を含む)	285
(i) 早期償還条項付の証券化エクスポートジャーマーを対象とする実行済みの信用供与の額	285
(ii) 銀行がオリジネーターとして留保する早期償還条項付の証券化エクスポートジャーマーを対象とする実行済 みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己 資本の額	285
(iii) 銀行が投資家の持分に対して算出する早期償還条項付の証券化エクスポートジャーマーを対象とする実行済 みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己 資本の額	285
4. 銀行が投資家である場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポートジャーマーに関する 次に掲げる事項	
①保有する証券化エクスポートジャーマーの額及び主な原資産の種類別の内訳(再証券化エクスポートジャーマーについて 区別して記載することを要する)	285
②保有する証券化エクスポートジャーマーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額 (再証券化エクスポートジャーマーについて区別して記載することを要する)	285
③保有する包括的リスクの計測対象となる証券化エクスポートジャーマーの総額並びに所要自己資本の額及び適切な リスクの種類別の所要自己資本の額の内訳	285
④自己資本比率告示第302条の5第2項において読み替えて準用する自己資本比率告示第247条(第1項第2号を 除く)の規定により100パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポートジャーマーの額及び主な 原資産の種類別の内訳	285
マーケット・リスクに関する次に掲げる事項(内部モデル方式を使用する場合に限る)	
1. 期末のバリュー・アット・リスクの値並びに開示期間におけるバリュー・アット・リスクの最高、平均及び最 低の値	290
2. 期末のストレス・バリュー・アット・リスクの値並びに開示期間におけるストレス・バリュー・アット・リス クの最高、平均及び最低の値	290
3. 期末の追加的リスク及び包括的リスクに係る所要自己資本の額並びに開示期間における追加的リスク及び包括 的リスクに係る所要自己資本の最高、平均及び最低の額	—
4. パック・テスティングの結果及び損益の実績値がバリュー・アット・リスクの値から大幅に下方乖離した場合 についての説明	15
銀行勘定における出資等又は株式等エクスポートジャーマーに関する次に掲げる事項	
1. 貸借対照表計上額及び時価並びに次に掲げる事項に係る貸借対照表計上額	
①上場している出資等又は株式等エクスポートジャーマー(以下「上場株式等エクスポートジャーマー」という)	286
②上場株式等エクスポートジャーマーに該当しない出資等又は株式等エクスポートジャーマー	286
2. 出資等又は株式等エクスポートジャーマーの売却及び償却に伴う損益の額	286
3. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額	286
4. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額	286
5. 株式等エクスポートジャーマーのポートフォリオの区分ごとの額	279～280
信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポートジャーマーの額	280
銀行勘定における金利リスクに関して銀行が内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額	14～15、290

平成26年金融庁告示第7号第4条2項**三井住友銀行**

(資本の構成に関する開示事項)

自己資本の構成に関する開示事項

243~246

平成26年金融庁告示第7号第4条3項**三井住友銀行**

(定性的な開示事項)

連結の範囲に関する次に掲げる事項

1. 自己資本比率告示第3条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団(以下「連結グループ」という)に属する会社と連結財務諸表規則第5条に基づき連結の範囲(以下「会計連結範囲」という。)に含まれる会社との相違点及び当該相違点の生じた原因 243
2. 連結グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容 243
3. 自己資本比率告示第9条が適用される金融業務を営む関連法人等の数並びに当該金融業務を営む関連法人等の名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容 243
4. 連結グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないもの及び連結グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれるものとの名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容 243
5. 連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要 243

連結グループの自己資本の充実度に関する評価方法の概要

本編54~57

信用リスクに関する次に掲げる事項

1. リスク管理の方針及び手続の概要 8~12、248、253
2. 標準的手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項
 - ①リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称(使用する適格格付機関等を変更した場合には、その理由を含む) 253
 - ②エクスポートジャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称 253
3. 内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項
 - ①使用する内部格付手法の種類 248
 - ②内部格付制度の概要 9~12、248
- ③次に掲げるポートフォリオごとの格付け与手続の概要(vi)及び(vii)に掲げるポートフォリオについて、信用リスクに関するエクスポートジャー全体に占めるこれらのポートフォリオの割合が少なく、かつ、これらのポートフォリオのリスク特性が類似しており、預金者等による連結グループのリテール業務のリスク特性の理解に支障が生じないと判断できる場合には、両者を区別して開示することを要しない
 - (i) 事業法人向けエクスポートジャー(特定貸付債権及び適格購入事業法人等向けエクスポートジャーについて区別して開示することをする) 248
 - (ii) ソブリン向けエクスポートジャー 248
 - (iii) 金融機関等向けエクスポートジャー 248
 - (iv) 株式等エクスポートジャー(株式等エクスポートジャーの信用リスク・アセットの額の算出にPD/LGD方式を適用する場合に限る) 253
 - (v) 居住用不動産向けエクスポートジャー 251
 - (vi) 適格リボルビング型リテール向けエクスポートジャー 252
 - (vii) その他リテール向けエクスポートジャー 252

信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

254

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

255

証券化エクスポートジャーに関する次に掲げる事項

1. リスク管理の方針及びリスク特性の概要 256
2. 自己資本比率告示第249条第4項第3号から第6号まで(自己資本比率告示第254条第2項及び第302条の4第1項において準用する場合を含む)に規定する体制の整備及びその運用状況の概要 256
3. 信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針 256
4. 証券化エクスポートジャーの信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称 256
5. 証券化エクスポートジャーのマーケット・リスク相当額の算出に使用する方式の名称 256
6. 連結グループが証券化目的導管体を用いて第三者の資産に係る証券化取引を行った場合には、当該証券化目的導管体の種類及び当該連結グループが当該証券化取引に係る証券化エクスポートジャーを保有しているかどうかの別 256
7. 連結グループの子法人等(連結子法人等を除く)及び関連法人等のうち、当該連結グループが行った証券化取引(連結グループが証券化目的導管体を用いて行った証券化取引を含む)に係る証券化エクスポートジャーを保有しているものの名称 256

8. 証券化取引に関する会計方針	256
9. 証券化エクスポート・リスキーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称(使用する適格格付機関を変更した場合には、その理由を含む)	256
10. 内部評価方式を用いている場合には、その概要	—
11. 定量的な情報に重要な変更が生じた場合には、その内容	—
マーケット・リスクに関する次に掲げる事項 (自己資本比率告示第2条各号の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合に限る)	
1. リスク管理の方針及び手続の概要	13~15
2. マーケット・リスク相当額の算出に使用する方式の名称(複数の方式を使用する場合には、業務の別、拠点の別又は個別リスク若しくは一般市場リスクの別に開示することを要する)	263
3. 想定される保有期間及び保有期間が想定を超える蓋然性等を踏まえ、取引の特性に応じて適切に価格を評価するための方法	263
4. 内部モデル方式を使用する場合における使用するモデルの概要並びにバック・テスティング及びストレス・テストの説明	13~15
5. 追加的リスクを内部モデルで計測している場合には、当該内部モデルの概要	—
6. 包括的リスクを内部モデルで計測している場合には、当該内部モデルの概要	—
7. マーケット・リスクに対する自己資本の充実度を内部的に評価する際に用いている各種の前提及び評価の方法	本編54~57
オペレーションナル・リスクに関する次に掲げる事項	
1. リスク管理の方針及び手続の概要	16~19
2. オペレーションナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称(部分的に先進的計測手法を使用する場合は、各手法の適用範囲を含む)	263
3. 先進的計測手法を使用する場合における次に掲げる事項	
①当該手法の概要	263
②保険によるリスク削減の有無(保険によるリスク削減を行った場合は、保険の利用方針と概要を含む)	263
銀行勘定における出資等又は株式等エクスポート・リスキーに関するリスク管理の方針及び手続の概要	
	259
銀行勘定における金利リスクに関する次に掲げる事項	
1. リスク管理の方針及び手続の概要	263
2. 連結グループが内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要	263
自己資本比率告示第3条の規定に従い連結財務諸表を作成したと仮定した場合における連結貸借対照表の各科目の額及びこれらの科目が自己資本の構成に関する開示項目のいずれに相当するかについての説明	
	264~267
平成26年金融庁告示第7号第4条4項	
	三井住友銀行
(定量的な開示事項)	
その他金融機関等であって銀行の子法人等であるもののうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額	243
自己資本の充実度に関する次に掲げる事項	
1. 信用リスクに対する所要自己資本の額(2.及び3.の額を除く)及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの額	247
①標準的手法が適用されるポートフォリオ及び複数のポートフォリオに適用される場合における適切なポートフォリオの区分ごとの内訳	247
②内部格付手法が適用されるポートフォリオ及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの内訳((v)及び(vi))に掲げるポートフォリオについて、信用リスクに関するエクスポート・リスキー全体に占めるこれらのポートフォリオの割合が少なく、かつ、これらのポートフォリオのリスク特性が類似しており、預金者等による連結グループのリテール業務のリスク特性の理解に支障が生じないと判断できる場合には、両者を区別して開示することを要しない	247
(i) 事業法人向けエクスポート・リスキー	247
(ii) ソブリン向けエクスポート・リスキー	247
(iii) 金融機関等向けエクスポート・リスキー	247
(iv) 居住用不動産向けエクスポート・リスキー	247
(v) 適格リボルビング型リテール向けエクスポート・リスキー	247
(vi) その他リテール向けエクスポート・リスキー	247
③証券化エクスポート・リスキー	247

2. 内部格付手法が適用される株式等エクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち次に掲げる区分ごとの額	247
①マーケット・ベース方式が適用される株式等エクspoージャー及びこのうち次に掲げる区分ごとの内訳	247
(i) 簡易手法が適用される株式等エクspoージャー	247
(ii) 内部モデル手法が適用される株式等エクspoージャー	247
②PD/LGD方式が適用される株式等エクspoージャー	247
3. 信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクspoージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額	247
4. マーケット・リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち連結グループが使用する次に掲げる方式ごとの額	247
①標準的方式(金利リスク、株式リスク、外国為替リスク、コモディティ・リスク及びオプション取引のカテーテリーごとに開示することを要する)	247
②内部モデル方式	247
5. オペレーションル・リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち連結グループが使用する次に掲げる手法ごとの額	247
①基礎的手法	247
②粗利益配分手法	—
③先進的計測手法	247
6. 連結総所要自己資本額(自己資本比率告示第2条各号の算式の分母の額に8パーセントを乗じた額をいう)	246

信用リスク(信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクspoージャー及び証券化エクspoージャーを除く)に関する次に掲げる事項

1. 信用リスクに関するエクspoージャーの期末残高(期末残高がその期のリスク・ポジションから大幅に乖離している場合には、期中平均残高の開示も要する)及びエクspoージャーの主な種類別の内訳	260～261
2. 信用リスクに関するエクspoージャーの期末残高のうち、次に掲げる区分ごとの額及びそれらのエクspoージャーの主な種類別の内訳	260～261
①地域別	260
②業種別又は取引相手の別	260
③残存期間別	261
3. 三月以上延滞エクspoージャーの期末残高又はデフォルトしたエクspoージャーの期末残高及びこれらの次に掲げる区分ごとの内訳	261
①地域別	261
②業種別又は取引相手の別	261
4. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の期末残高及び期中の増減額(一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金については、次に掲げる区分ごとの期末残高及び期中の増減額を含む。ただし、一般貸倒引当金について次に掲げる区分ごとの算定を行っていない場合には、区分ごとの開示を要しない)	262
①地域別	262
②業種別又は取引相手の別	262
5. 業種別又は取引相手の別の貸出金償却の額	262
6. 標準的手法が適用されるエクspoージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高(格付が付与されている信用供与の割合が信用供与の額全体の1パーセント未満である場合には、区分を要しない)並びに自己資本比率告示第79条の5第2項第2号、第177条の2第2項第2号及び第247条第1項(自己資本比率告示第125条、第127条及び第136条第1項において準用する場合に限る)の規定により1250パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクspoージャーの額	254
7. 内部格付手法が適用されるエクspoージャーのうち、スロッティング・クライテリアに割り当てられた特定貸付債権及びマーケット・ベース方式の簡易手法が適用される株式等エクspoージャーについて、自己資本比率告示第153条第3項及び第5項並びに第166条第4項に定めるリスク・ウェイトが適用される場合におけるリスク・ウェイトの区分ごとの高さ	249、253
8. 内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げるエクspoージャーの区分に応じ、それぞれ次に定める事項(信用リスク削減手法を用いた場合は、これを反映するものとする)	—
①事業法人向けエクspoージャー、ソブリン向けエクspoージャー及び金融機関等向けエクspoージャー 債務者格付ごとのPDの推計値、LGDの推計値(先進的内部格付手法を適用する場合は、デフォルトしたエクspoージャーに係るELdefaultを含む)の加重平均値、リスク・ウェイトの加重平均値、オン・バランス資産項目のEADの推計値及びオフ・バランス資産項目のEADの推計値(先進的内部格付手法を適用する場合は、コミットメントの未引出額及び当該未引出額に乘ずる掛目の推計値の加重平均値を含む)	248、250
②PD/LGD方式を適用する株式等エクspoージャー 債務者格付ごとのPDの推計値、リスク・ウェイトの加重平均値及び残高	253
③居住用不動産向けエクspoージャー、適格リボルビング型リテール向けエクspoージャー及びその他リテール向けエクspoージャー 次のいずれかの事項	—
(i) プール単位でのPDの推計値、LGDの推計値(デフォルトしたエクspoージャーに係るELdefaultを含む)の加重平均値、リスク・ウェイトの加重平均値、オン・バランス資産項目のEADの推計値、オフ・バランス資産項目のEADの推計値、コミットメントの未引出額及び当該未引出額に乘ずる掛目の推計値の加重平均値	251～252
(ii) 適切な数のEL区分を設けた上でのプール単位でのエクspoージャーの分析	—

9. 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポートジャーヤー、ソブリン向けエクスポートジャーヤー、金融機関等向けエクスポートジャーヤー、PD/LGD方式を適用する株式等エクスポートジャーヤー、居住用不動産向けエクスポートジャーヤー、適格リボルビング型リテール向けエクスポートジャーヤー及びその他リテール向けエクスポートジャーヤーごとの直前期における損失の実績値及び当該実績値と過去の実績値との対比並びに要因分析	253
10. 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポートジャーヤー、ソブリン向けエクスポートジャーヤー、金融機関等向けエクスポートジャーヤー、PD/LGD方式を適用する株式等エクスポートジャーヤー、居住用不動産向けエクスポートジャーヤー、適格リボルビング型リテール向けエクスポートジャーヤー及びその他リテール向けエクスポートジャーヤーごとの長期にわたる損失額の推計値と実績値との対比	253

信用リスク削減手法に関する次に掲げる事項

1. 標準的手法又は基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる信用リスク削減手法が適用されたエクスポートジャーヤー(信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る)の額(包括的手法を採用し、かつ、ボラティリティ調整率によるエクスポートジャーヤーの額の上方調整を行っている場合は、当該上方調整額に相当する額を減額した額)(基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人向けエクスポートジャーヤー、ソブリン向けエクスポートジャーヤー及び金融機関等向けエクスポートジャーヤーごとに開示することを要する)	254
①適格金融資産担保	254
②適格資産担保(基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオに係るものに限る)	254
2. 標準的手法又は内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、保証又はクレジット・デリバティブが適用されたエクスポートジャーヤー(信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る)の額(内部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人向けエクスポートジャーヤー、ソブリン向けエクスポートジャーヤー、金融機関等向けエクスポートジャーヤー、居住用不動産向けエクスポートジャーヤー、適格リボルビング型リテール向けエクスポートジャーヤー及びその他リテール向けエクスポートジャーヤーごとに開示することを要する)	254

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する次に掲げる事項

1. 与信相当額の算出に用いる方式	255
2. グロス再構築コストの額(零を下回らないものに限る)の合計額	255
3. 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額(派生商品取引にあっては、取引の区分ごとの与信相当額を含む)	255
4. 2.に掲げる合計額及びグロスのアドオンの合計額から3.に掲げる額を差し引いた額(カレント・エクスポートジャーヤー方式を用いる場合に限る)	255
5. 担保の種類別の額	255
6. 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額	255
7. 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額をクレジット・デリバティブの種類別、かつ、プロテクションの購入又は提供の別に区分した額	255
8. 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額	255

証券化エクスポートジャーヤーに関する次に掲げる事項

1. 連結グループがオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポートジャーヤーに関する次に掲げる事項	
①原資産の合計額、資産譲渡型証券化取引に係る原資産及び合成型証券化取引に係る原資産の額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳(ただし、連結グループが証券化エクスポートジャーヤーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る)	256～258
②原資産を構成するエクスポートジャーヤーのうち、三月以上延滞エクスポートジャーヤーの額又はデフォルトしたエクスポートジャーヤーの額及び当期の損失額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳(ただし、連結グループが証券化エクスポートジャーヤーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る)	256～258
③証券化取引を目的として保有している資産の額及びこれらの主な資産の種類別の内訳	256～258
④当期に証券化取引を行ったエクスポートジャーヤーの概略(当期に証券化取引を行ったエクスポートジャーヤーの額及び主な原資産の種類別の内訳を含む)	256
⑤証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳	256～258
⑥保有する証券化エクスポートジャーヤーの額及び主な原資産の種類別の内訳(再証券化エクスポートジャーヤーについて区別して記載することを要する)	256～258
⑦保有する証券化エクスポートジャーヤーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額(再証券化エクスポートジャーヤーについて区別して記載することを要する)	256～258
⑧証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び主な原資産の種類別の内訳	256～258
⑨自己資本比率告示第247条第1項の規定により1250パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポートジャーヤーの額及び主な原資産の種類別の内訳	256、258
⑩早期償還条項付の証券化エクスポートジャーヤーについて、次に掲げる事項(主な原資産の種類別の内訳を含む)	
(i) 早期償還条項付の証券化エクスポートジャーヤーを対象とする実行済みの信用供与の額	256～257
(ii) 連結グループがオリジネーターとして留保する早期償還条項付の証券化エクスポートジャーヤーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額	256～257

(iii) 連結グループが投資家の持分に対して算出する早期償還条項付の証券化エクスポートを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額	256～257
⑪保有する再証券化エクスポートに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳	257～258
2. 連結グループが投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポートに関する次に掲げる事項	
①保有する証券化エクスポートの額及び主な原資産の種類別の内訳(再証券化エクスポートについて区別して記載することを要する)	258～259
②保有する証券化エクスポートの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額(再証券化エクスポートについて区別して記載することを要する)	258～259
③自己資本比率告示第247条第1項の規定により1250パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポートの額及び主な原資産の種類別の内訳	258～259
④保有する再証券化エクスポートに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳	258～259
3. 連結グループがオリジネーターである場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポートに関する次に掲げる事項	259
①原資産の合計額、資産譲渡型証券化取引に係る原資産及び合成型証券化取引に係る原資産の額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳(ただし、連結グループが証券化エクスポートを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る)	259
②証券化取引を目的として保有している資産の額及びこれらの主な資産の種類別の内訳	259
③当期に証券化取引を行ったエクスポートの概略(当期に証券化取引を行ったエクスポートの額及び主な原資産の種類別の内訳を含む)	259
④証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳	259
⑤保有する証券化エクスポートの額及び主な原資産の種類別の内訳(再証券化エクスポートについて区別して記載することを要する)	259
⑥保有する証券化エクスポートの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額(再証券化エクスポートについて区別して記載することを要する)	259
⑦包括的リスクの計測対象としている証券化エクスポートの総額並びに所要自己資本の額及び適切なリスクの種類別の所要自己資本の額の内訳	259
⑧証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び主な原資産の種類別の内訳	259
⑨自己資本比率告示第302条の5第2項において読み替えて準用する自己資本比率告示第247条(第1項第2号を除く)の規定により100パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポートの額及び主な原資産の種類別の内訳	259
⑩早期償還条項付の証券化エクスポートについて、次に掲げる事項(主な原資産の種類別の内訳を含む)	
(i) 早期償還条項付の証券化エクスポートを対象とする実行済みの信用供与の額	259
(ii) 連結グループがオリジネーターとして留保する早期償還条項付の証券化エクスポートを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額	259
(iii) 連結グループが投資家の持分に対して算出する早期償還条項付の証券化エクスポートを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額	259
4. 連結グループが投資家である場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポートに関する次に掲げる事項	
①保有する証券化エクスポートの額及び主な原資産の種類別の内訳(再証券化エクスポートについて区別して記載することを要する)	259
②保有する証券化エクスポートの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額(再証券化エクスポートについて区別して記載することを要する)	259
③保有する包括的リスクの計測対象となる証券化エクスポートの総額並びに所要自己資本の額及び適切なリスクの種類別の所要自己資本の額の内訳	259
④自己資本比率告示第302条の5第2項において読み替えて準用する持株自己資本比率告示第247条(第1項第2号を除く)の規定により100パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポートの額及び主な原資産の種類別の内訳	259

マーケット・リスクに関する次に掲げる事項(内部モデル方式を使用する場合に限る)

1. 期末のバリュー・アット・リスクの値並びに開示期間におけるバリュー・アット・リスクの最高、平均及び最低の値	263
2. 期末のストレス・バリュー・アット・リスクの値並びに開示期間におけるストレス・バリュー・アット・リスクの最高、平均及び最低の値	263
3. 期末の追加的リスク及び包括的リスクに係る所要自己資本の額並びに開示期間における追加的リスク及び包括的リスクに係る所要自己資本の最高、平均及び最低の額	—
4. バック・テスティングの結果及び損益の実績値がバリュー・アット・リスクの値から大幅に下方乖離した場合についての説明	15

銀行勘定における出資等又は株式等エクスポートジャーに関する次に掲げる事項	
1. 連結貸借対照表計上額及び時価並びに次に掲げる事項に係る連結貸借対照表計上額	259
①上場株式等エクスポートジャー	259
②上場株式等エクスポートジャーに該当しない出資等又は株式等エクスポートジャー	259
2. 出資等又は株式等エクスポートジャーの売却及び償却に伴う損益の額	259
3. 連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書で認識されない評価損益の額	259
4. 連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額	259
5. 株式等エクスポートジャーのポートフォリオの区分ごとの額	253
信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポートジャーの額	253
銀行勘定における金利リスクに関して連結グループが内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額	14~15、263
(連結レバレッジ比率に関する開示事項)	
連結レバレッジ比率に関する開示事項	
1. 連結レバレッジ比率の構成に関する事項	268
2. 前連結会計年度の連結レバレッジ比率との間に著しい差異を生じた原因(当該差異がある場合に限る。)	—
平成27年金融庁告示第7号第7条	三井住友 フィナンシャルグループ
(銀行持株会社における連結会計年度の開示事項)	
連結流動性カバレッジ比率に関する定性的開示事項	
1. 時系列における連結流動性カバレッジ比率の変動に関する事項	158
2. 連結流動性カバレッジ比率の水準の評価に関する事項	158
3. 算入可能適格流動資産の合計額の内容に関する事項	159
4. その他連結流動性カバレッジ比率に関する事項	159
連結流動性カバレッジ比率に関する定量的開示事項	159
連結流動性リスク管理に係る開示事項	
1. 流動性に係るリスク管理の方針及び手続の概要に関する事項	本編54~57、7、13~16、158
2. 流動性に係るリスク管理上の指標に関する事項	158
3. その他流動性に係るリスク管理に関する事項	158
平成27年金融庁告示第7号第2条	三井住友銀行
(単体流動性カバレッジ比率を算出する銀行における事業年度の開示事項)	
単体流動性カバレッジ比率に関する定性的開示事項	
1. 時系列における単体流動性カバレッジ比率の変動に関する事項	295
2. 単体流動性カバレッジ比率の水準の評価に関する事項	295
3. 算入可能適格流動資産の合計額の内容に関する事項	296
4. その他単体流動性カバレッジ比率に関する事項	296
単体流動性カバレッジ比率に関する定量的開示事項	296
単体流動性リスク管理に係る開示事項	
1. 流動性に係るリスク管理の方針及び手続の概要に関する事項	本編54~57、7、13~16、295
2. 流動性に係るリスク管理上の指標に関する事項	295
3. その他流動性に係るリスク管理に関する事項	295

(連結流動性カバレッジ比率を算出する銀行における連結会計年度の開示事項)

連結流動性カバレッジ比率に関する定性的開示事項

1. 時系列における連結流動性カバレッジ比率の変動に関する事項	269
2. 連結流動性カバレッジ比率の水準の評価に関する事項	269
3. 算入可能適格流動資産の合計額の内容に関する事項	270
4. その他連結流動性カバレッジ比率に関する事項	270

連結流動性カバレッジ比率に関する定量的開示事項

270

連結流動性リスク管理に係る開示事項

1. 流動性に係るリスク管理の方針及び手続の概要に関する事項	本編54~57、7、13~16、269
2. 流動性に係るリスク管理上の指標に関する事項	269
3. その他流動性に係るリスク管理に関する事項	269